

# 西東京市高齢者アパート条例の一部改正【素案骨子】

## 1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び関係政令・省令が改正されました。

高齢者アパートは、公営住宅法の適用を受ける施設ではありませんが、利用者資格の収入基準については、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）に定める市営住宅の裁量階層（特に居住の安定を図る必要がある階層）の収入基準に準じておりました。

今般の改正により、公営住宅法施行令の規定を引用することができなくなり、条例で定める必要が生じたため、西東京市高齢者アパート条例の一部を改正するものです。

## 2 一部改正の要旨

利用者の収入基準について、従前から引用していた改正前の公営住宅法施行令第6条第5項第1号に準じて条例で定めます。よって、改正前と変更はありません。

## 3 条例の骨子

公営住宅法施行令で国が定めていた従前の基準、西東京市の基準（案）及びそのように設定した理由を一覧にまとめています。

内容	国の基準等	西東京市の基準等（案）	理由
利用者の資格	【公営住宅法施行令第6条】 5 法第23条第2号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) 法第23条第2号イに掲げる場合 21万4千円 (2) 略 (3) 略	【条例第3条】 1 アパートを利用することができる者は、満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の構成員で、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号による収入額（以下「収入額」という。）が21万4千円以下で、次の各号の要件を備えるものとする。 (1) 次のいずれかの事由により住宅に困窮し、かつ、自力による代替の住宅を確保することが困難であること。 ア 現に居住する住宅について、立ち退き要求を受けていること。 イ 現に居住する住宅が、保安上又は保健衛生上劣悪な状態にあること。 (2) 健康で、独立して日常生活を営むことができること。 (3) 市内に引き続き2年以上居住していること。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。	市営住宅の裁量階層の収入基準と同額で設定しており、その収入基準を変更すべき積極的理由も見当たらないため、政令改正前の収入基準と同額の21万4千円とします。 なお、この金額は、総務省家計調査収入分位40%の月収に相当する金額です。
利用者負担		【条例第5条】 1・2 略	

	<p><b>【公営住宅法施行令第6条】</b></p> <p>5 法第23条第2号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第23条第2号イに掲げる場合 21万4千円</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず収入額が21万4千円を超え、かつ、当該利用者が引き続き3年以上利用しているときは、当該負担金の額は、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法の例に従い、規則で定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>本規定は、収入基準を超えた利用者の利用者負担額の算出方法を定めるものであり、条例第3条の収入基準が引用されています。金額設定の理由は条例第3条の場合と同じです。</p>
--	---	---	---